

よこすか

第28号

消費生活レポート

今回の話題

「墓じまい」のお話



昨今、少子高齢化、非婚化、核家族化の進行により、お墓の継承が難しくなり、墓じまいを考える人が増えてきました。

しかし、墓じまいはちょっとしたことでトラブルに発展することもあります。今回の消費生活レポートでは、墓じまいの流れについて説明するとともに、墓じまいに関する相談事例についてもご紹介します。

◇墓じまいの流れ

墓じまいとは、お墓を撤去して更地にし、お寺や墓地の管理者に敷地を返すことをいいます。お墓には遺骨が安置されていますから、まず最初に遺骨の移転先を確保しなくてはなりません。墓じまいをする理由の多くは「承継者がいない」というケースなので、今後の管理や維持の手間がかからないお墓を探すといいでしょう。最近では、血縁を超えた人たちで入る「合葬墓」や、継承を前提としない「永代供養墓」を選ぶ人が増えています。また、遺骨を自宅に安置したり、海や山に散骨するケースもあります。（いくつかの自治体では条例で散骨を禁止している場合がありますので、地元の自治体に確認してください。）

遺骨を移転する場合の基本的な流れは、以下のようになります。

- (1) 新しい墓地の管理者から「受入証明書」を発行してもらう。
- (2) 現在の墓地の管理者に「埋葬（埋蔵）証明書」を発行してもらう。
- (3) 現在の墓地がある市区町村の役所で改葬許可申請書を記入し、「受入証明書」、「埋葬（埋蔵）証明書」とともに提出して、「改葬許可証」を発行してもらう。
- (4) 「改葬許可証」を現在の墓地の管理者に提示する。閉眼法要を行って、遺骨を取り出す。
- (5) 現在の墓地から墓石などを撤去して更地に戻し、墓地管理者に返還する。
- (6) 新しい墓地の管理者に「改葬許可証を提出」して納骨する。

このように、墓じまいの手続きは煩雑であり、費用もかかります。また、お寺との信頼関係や良質な業者を選定することも重要なポイントとなります。

次に、残念ながら、トラブルになってしまった事例をご紹介します。

うら面もご覧ください

◆相談事例

遠方の寺の檀家となっており、亡くなった両親の遺骨や先祖の位牌がある。高齢で、遠くまで墓参りに行けないので、遺骨等を家の近くの合同納骨堂に移したい。寺に問い合わせると、離檀料として100万円以上を請求された。高額で納得できない。



◇アドバイス

墓を撤去し、遺骨を他の寺などの墓に移す際に、寺に対して「離檀料」等の名目で高額な費用を請求されることが少なくありません。

この「離檀料」は、寺へ慣習的に支払うお布施の一種のため、特に明確な基準等はありません。金額に納得がいけない場合は、基本的には寺と話し合うことになります。

また、仏教情報センター（☎03-3811-7470）に相談するのも良いでしょう。相談時間は月～金曜日の午前10時～12時、午後1時～4時までです。

◆相談事例

祖父が存命の時に遠方の霊園に墓を購入した。参拝に不便なので、近場の霊園に墓を移すことにした。現在の霊園に申し出たところ、霊園指定の石材店を利用しなくてはならないと言われた。やむなく、指定の石材店に見積を依頼したが、金額等に納得ができない。他の石材店を利用することはできないのか。

◇アドバイス

民間の霊園やお寺では、規約で、墓石に係る工事は指定された石材店と契約することが定められている場合が一般的です。規約を確認して、石材店が指定されている場合には、金額、支払方法等について、その石材店と話し合うことになります。



■消費生活相談窓口（横須賀市消費生活センター）



- 電話 821-1314（相談専用電話）
- 相談受付時間 月曜日～金曜日 9:00～16:00
（祝日、年末年始の休館日は除く）

※ 対象は横須賀市民のみです